

「砂防事業評価委員会」規約 (改定案)

(名称)

第1条 本委員会は、「砂防事業評価委員会」(以下「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 委員会は、「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」に基づき、「砂防事業等の新規事業採択評価実施要領細目」第2に規定する砂防事業の評価及び今後の整備における課題の審議・検討を行うことを目的とする。

(委員、委員長)

第3条 委員は、学識経験がある者から、水管理・国土保全局長が任命する。

2 臨時委員は、特別の事項を調査審議させる必要があるときは、置くことができる。臨時委員は、当該特別の事項に関係し、かつ「国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領」第4の1(2)②の学識経験者等の第三者から構成される委員会の委員長から、水管理・国土保全局長が任命する。

3 委員会には委員長を置き、委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)の互選により選任する。

4 委員長は、議長として委員会の議事を整理する。

5 委員等の任期は、原則として委嘱の日から同年12月末日までとする。

(議事)

第4条 委員会は委員等の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、委員等で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(資料、議事概要)

第5条 委員会配付資料は、国土交通省ホームページに公開することを原則とする。

2 委員会における議事概要については、あらかじめ委員に確認の上、国土交通省ホームページに公開するものとする。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、水管理・国土保全局砂防部砂防計画課に置く。

2 事務局は、委員会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(附則)

この規約は、平成31年3月8日から施行する。

(附則)

この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。